公　　示

水路業務法(昭和 25 年法律第 102 号) 第８条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和７年９月 24 日

第一管区海上保安本部長

石崎　憲寛（公印省略）

１　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（１）名称　北海道檜山振興局

（２）住所　北海道檜山郡江差町字陣屋町 336-3

２　水路測量を実施する区域及び期間

（１）区域　北海道檜山郡上ノ国町沖合（付図のとおり）

（２）期間　令和７年９月 29 日から令和７年 11 月 25 日まで

（うち２日間程度）

３　水路測量の実施方法

ＧＮＳＳによる測位、音響測深機による水深測定

４　航行船舶に対する安全措置

水路測量実施船は、水路業務法施行規則第６条に定める標識（白紅白の燕尾旗）を掲げる。

070124

区域図

付図

背景図:海上保安庁(JCG)｜(C)Esri Japan